

教科書等の著作・監修の印税および 監修・閲読料等の支払に関する申し合わせ

第1条 本申し合わせは、教科書および技術書（以下教科書等と呼ぶ）の著作・監修の印税および監修・閲読料等の支払に関する事項を定める。

第2条 著作者および監修者に対し、教科書等の印税を支払う。支払い額の見直しは出版事業委員会が行う。支払い額の算定基準は、次による。

(1) 印税率は次に示す率とし、印税額に発行部数を乗じた額を支払う。

(a)教科書： 本体価格の10%、教科書以外： 本体価格の8%

(b)監修者がいる場合は、上記印税率の範囲内で著作者と適宜配分する。

(2) 支払いの時期と印税額は、原則として次のようにする。

初回：新刊・改訂初版および重版発行後6ヵ月以内に発行部数の70%に相当する額を支払う。

初回以降：残る30%は、重版が発行された時点で支払う。

ただし、重版が不可能になり改訂初版が発行された場合および、廃刊が決定された場合は、その時点での在庫および在庫調整による廃棄分の合計が発行部数の

・30%以上ある場合は支払わない。

・30%以下の場合は残る全額を支払う。

(3) 著作者が複数名の場合は、上記額を執筆の分担ページ数に応じ比例配分し各々に支払う。（一部の著作者が印税受取りを辞退した場合でも、辞退分の印税は再配分しない。）

(4) 著作者が死亡の場合は、その著作権継承者に支払う。

(5) 国外で日本語から他言語に翻訳発行された本については、国外相手出版社との交渉で得られた印税の50%を国内発行時と同じ配分率で著者（監修者含）に支払う。

技術報告単行本の翻訳本については、相手出版社との交渉で得られた印税の25%を部門、25%を国内発行時と同じ配分率で著者（監修者含）に支払う。

(6) 既刊の教科書等（廃刊されたものを除く）が国内で電子出版（電子端末等を使用して閲覧するもの）された場合は、売上の25%を書籍発行時と同じ配分率で著者（監修者含）に支払う。なお、「売上の25%」とは、第三者を通じて利用者に頒布した場合は学会への入金額に対してその25%を、学会自ら利用者に頒布した場合は売上金額に対してその25%を、それぞれ示す。

第3条 閲読者には、仕上り出版物1ページにつき A5判400円、B5判500円で算出した額の閲読料を支払う。

（補足）「監修」とは、著述や編集に携わり監督することという。

「閲読」とは、原稿を精査し正誤・適否を確かめ改めることをいう。

第4条 印税の支払い方法が書面により指定されない、指定された支払方法に誤り・変更がある、著作者が逝去された後に著作権継承者より書面による連絡がない等の理由により印税支払ができなかった場合は、その経緯を記録しておき、著作者もしくは著作権継承者から連絡がない限り、支払日の翌年度末を限度として受け取られなかった印税を留保する。留保期限を迎えた印税は、専務理事承認により償却を行う。

第5条 第4条に該当するとき、以後も同様の印税支払いが発生した場合は、印税の支払いを留保

する。

(改廃等)

1. 平成 3 年 3 月、理事会において承認。
2. 平成 10 年 9 月、出版事業委員会において一部改正。
3. 平成 13 年 4 月、出版事業委員会において一部改正。
4. 平成 19 年 2 月、出版事業委員会において一部改正。
5. 平成 26 年 2 月、出版事業委員会において一部改正。
6. 平成 27 年 3 月、出版事業委員会において一部改正。
7. 令和 2 年 2 月、出版事業委員会において一部改正。
8. 令和 3 年 7 月、出版事業委員会において一部改正。